

令和7年度
亘理町立保育所給食調理業務委託事業
プロポーザル実施要領

令和6年9月
亘理町子ども未来課

令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル実施要領

1 目的

亘理町の保育所給食調理業務について、調理スタッフの休退職や新型コロナウイルス感染症等の影響を受けずに安心安全で美味しくかつ質の高い給食を安定的に提供できる体制づくりを図るため、令和4年度より保育所給食調理業務の民間委託を実施した。その民間委託が令和7年3月末で期間満了となることから、引き続き、給食調理業務の民間委託を継続するものである。

本要領は、亘理町立保育所給食調理業務委託の実施にあたり、プロポーザル方式により受託者を決定するために必要な事項について定める。

2 事業概要

(1) 業務名称

令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業

(2) 委託施設名

亘理町立吉田保育所

亘理町立荒浜保育所

(3) 調理業務履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 委託に関する予算について、議会の議決が得られなかった場合はこの限りではない。

(4) 調理業務履行準備期間

覚書の締結後から委託業務開始までの間を調理業務履行準備期間とし、調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認、業務の引継ぎ等を行うものとする。

(令和7年1月頃から令和7年3月末日までの予定)

(5) 委託業務内容

別紙「令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル仕様書」、「亘理町保育所給食 業務衛生管理マニュアル【給食調理業務委託施設用】」、「亘理町保育所給食 食物アレルギー対応マニュアル」を参照。

3 事務局（担当窓口）

亘理町役場 子ども未来課子育て支援班 担当：大堀・熊坂

〒989-2393

亘理町字悠里1番地

電話：0223-34-1225

FAX：0223-34-1361

メール：kosodate-s@town.watari.miyagi.jp

4 対象施設及び提案上限額

以下の表に記載の2施設を一括とする。

金額は3年間の総計で消費税を含む。

対象施設名称	定員	提案上限額
亙理町立吉田保育所	70名	103,554,000円
亙理町立荒浜保育所	60名	

5 プロポーザル審査概要

(1) 選考方式

公募型 プロポーザル方式

(2) 審査機関

亙理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル審査委員会

(3) スケジュール

No	項目	期限等	備考
1	公示（公募の開始）	令和6年9月30日（月） ～令和6年10月18日（金）	
2	質問書の提出	令和6年10月7日（月） 午後5時まで	様式第1号 メールにて受付
3	質問に対する回答の 公表	令和6年10月15日（火）	町公式ホームページ上で 公表
4	参加表明書等の提出	令和6年10月18日（金） 午後5時まで	様式第2～4号、各種税証 明、会社パンフレット 持参又は郵送
5	参加資格確認結果の 通知	令和6年10月25日（金）	電子メールで通知 原本は企画提案書提出時
6	企画提案書等の提出	令和6年11月1日（金） 午後5時まで	様式第6号～10号、各種証 明書 持参又は郵送
7	審査	令和6年11月21日（木）	
8	選考結果の通知・公表	令和6年11月下旬	通知：郵送 公表：町公式ホームページ
9	契約交渉期間	令和6年11月下旬以降	

6 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、令和5年度・令和6年度 亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：役務の提供 その他のサービス）に登載されている者であり、参加表明書提出時までに次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 亘理町の競争入札参加資格及び審査等に関する規定、亘理町指名停止要領に基づく指名停止中の者又はこれに準ずる者。
- ② 亘理町暴力団等排除措置要綱に該当する者。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ④ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者。
- ⑧ 租税（法人税及び消費税、地方消費税、法人都道府県民税、個人事業税、法人市区町村民税、固定資産税等）を滞納している者。

(2) 過去5年以内に宮城県内の保育所または小・中学校の給食調理の受託実績がある単独の法人であること。

(3) 別紙「令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル仕様書」、「亘理町保育所給食 業務衛生管理マニュアル【給食調理業務委託施設用】」、「亘理町保育所給食 食物アレルギー対応マニュアル」に記した内容に対応できる能力があること。

7 プロポーザル関連配布書類

(1) 配布期間

令和6年9月30日（月）から令和6年10月18日（金）

(2) 配布書類

- ① 令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル実施要領
- ② 令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル審査要領
- ③ 令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル仕様書
- ④ 令和7年度 亘理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル様式集
- ⑤ 亘理町保育所給食 業務衛生管理マニュアル【給食調理業務委託施設用】
- ⑥ 亘理町保育所給食 食物アレルギー対応マニュアル

(3) 配布場所

亘理町公式ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.town.watari.miyagi.jp/>)

8 質問書の提出

(1) 提出期限

令和6年10月7日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

質問書(様式第1号)

(3) 提出方法

電子メールにて送付すること。

なお、件名は「令和7年度 亶理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル問合せ(事業者名)」とすること。

(4) 提出先

メールアドレス : kosodate-s@town.watari.miyagi.jp

(5) 質問に対する回答の公表

質問への回答は、各事業者からの質問事項をすべて取りまとめ、令和6年10月15日(火)(予定)に亶理町公式ホームページ上で公開するものとする。

9 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和6年10月18日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

次の各号に掲げる書類等を提出すること。

① 参加表明書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 誓約書(様式第4号)

④ 本業務を行う事業所の国税(法人税及び消費税、地方消費税)、都道府県税(法人都道府県民税及び個人事業税)、市区町村税(法人市区町村民税及び固定資産税)の完納を証明できるもので、発行日から3か月以内のもの。

※ 直近の営業年度分で、未納がないことがわかるもの。なお、写しも可とする。

⑤ 会社パンフレット

(3) 提出方法

亶理町役場子ども未来課子育て支援班へ直接持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(4) 参加資格確認結果

参加表明書を受付後、内容を審査した結果、プロポーザル参加資格確認結果通知書を令和6年10月25日(金)に通知するので、参加資格を認められた者は、企画提案書の提出準備を進めること。なお、審査結果は電子メールにて通知し、企画提案書提出時に通知書原本を授与するものとする。

(5) 参加の辞退

参加表明書等を提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、「提案辞退届」(様式第5号)を互理町役場子ども未来課子育て支援班へ提出すること。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年11月1日(金)午後5時まで

(2) 提出書類

次の各号に掲げる書類等を提出すること。

- ① 企画提案書提出届(様式第6号)
- ② 経営理念・経営状況等報告書(様式第7号)
- ③ 法人の決算書(直近のもの)
- ④ 法人の登記簿謄本(写し)
- ⑤ 法人の定款
- ⑥ 大量調理業務実績一覧表(様式第8号)
- ⑦ 企画提案書(様式第9号)
- ⑧ 見積書(様式第10号)

ア 仕様書に基づき作成すること。

イ 詳細な積算内訳書(様式第10①号、様式第10②号、様式第10③号)を添付すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部

(4) 提出方法

互理町役場子ども未来課子育て支援班へ直接持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(5) 留意事項

次の各号に掲げる事項に留意すること。

- ① 提出書類は、町が指定した様式を使用すること。
- ② 各様式は、A4版の用紙とし、文字は横書きとする。
- ③ 指定したもの以外の書類は提出(添付)しないこと。
- ④ 提出書類は、A4フラットファイルに綴って提出すること。
- ⑤ 提案内容等の変更は原則認めないが、変更が必要と認めるときは、町と協議の上、内容を変更できるものとする。

11 審査

(1) 審査日時

令和6年11月21日(木) ※ 場所、時間等、詳細については別途通知する。

(2) 審査方法

別紙「令和7年度 互理町立保育所給食調理業務委託事業プロポーザル審査要領」を参照。

(3) 審査順番

参加表明書の受付順とする。

(4) 留意事項

次の各号に掲げる事項に留意すること。

① 出席者は各社3名以内とする。

② 審査は45分程度とする。

(プレゼンテーション30分、ヒアリング質疑応答15分程度)

③ プレゼンテーションは提出した企画提案書等に記載した事項の説明のみとする。

12 選考結果の通知及び公表

(1) 通知日・公表日

令和6年11月下旬

(2) 結果の通知

審査会において順位が決定された後、全ての参加者に選考結果を文書により通知する。

なお、結果通知後は、優先交渉権者(最優秀提案者)から順に、町と受託決定のための交渉を開始するものとする。

(3) 結果の公表

選考結果は互理町公式ホームページ上で公表する。その際、優先交渉権者については商号又は名称と得点、その他の提案者については匿名で得点のみ公表する。

(4) 問い合わせ

優先交渉権者とされなかった者は、選考結果の説明を求めることができる。その場合は、選考結果の通知日から10日以内に、書面(任意)によりその旨を町に提出すること。説明方法は、子ども未来課が口頭及び資料の提示により行う。ただし、説明の対象及び範囲は次に掲げる事項とする。

① 対象 優先交渉権者及び説明を求めた提案者

② 範囲 審査項目の評価結果

13 契約

(1) 協議及び覚書の締結

選考後に、優先交渉権者と町の二者で事業内容や契約金額について協議をした上で、覚書を締結し、受託者を決定する。ただし、協議が整わなかった場合には、次に得点の高い提案者から順に協議を行うものとする。

(2) 契約締結

覚書の締結後から委託業務開始までに、受託者と町の二者において契約を締結する。契約内容は企画提案書による内容を基本とし、覚書の内容を含め、互理町財務規則に従い契約を締結する。なお、運營業務の仕様変更又は受託者の責に帰さない事柄があった場合を除き、契約する金額は受託者の提案した金額を上回ることはできないものとする。

(3) 履行準備期間

覚書の締結後から委託業務開始までの間を調理業務履行準備期間とし、調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、受託者の負担とする。(令和7年1月から令和7年3月末日までの予定)

14 その他の留意事項

次の各号に掲げる事項に留意すること。

- ① 審査関係者又は他社の企画提案関係者と不正な接触等を行った者は失格とする。
- ② 提出された書類は、返却しないこととする。
- ③ 虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ④ 提案事業者は複数の提案を行うことはできない。
- ⑤ 提出書類の著作権は提案者に帰属する。なお、提出書類は企画提案選考を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- ⑥ 本業務に参加するために要した一切の費用は、提案者の負担とする。なお、災害等の緊急でやむを得ない理由により、プロポーザル方式が中止等になった場合も参加に係る費用は提案者の負担とする。
- ⑦ 企画提案書等については、互理町情報公開条例第6条に基づき、開示する場合がある。特定の個人を識別できる情報や法人等の正当な利益を害する情報については、該当する資料に「関係者に限り閲覧可能」や「不開示」等の表示をすること。